

デマンドバスの停留所への駐停車について

○ 協議の概要

路線バスの停留所半径 10mの場所は、路線バス以外は駐停車が禁止となっていますが、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために有用な一般旅客自動車運送事業（道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く）及び自家用有償旅客運送の用に供する自動車については、関係者の合意が得られた場合に限り停留所への駐停車が可能となっています。

今回、協議事項（1）「前浜線・宿根木線・内海府線の実証運行について」において審議いただく宿根木線と内海府線の実証運行については、事前予約制の路線不定期運行であり、定期運行と不定期運行が同日に混在して運行するため、停留所で停車又は駐車を行うためには関係者の合意が必要となります。

デマンド運行の対象区間については、定期運行においても停留所以外で乗降可能なフリー乗降区間となっていますが、確実な乗降を行うため停留所での乗降を基本とした運行としたいため、別紙「合意書（案）」のとおり新潟県公安委員会へ提出することについて協議をお願いするものです。

○デマンドバスの概要

実施主体	佐渡市地域公共交通活性化協議会
運行形態	デマンド交通（事前予約制の路線不定期運行）
対象路線	①宿根木線（小木～宿根木～沢崎～江積） ②内海府線（両津～和木～鷺崎～大野亀～真更川）の一部区間
実施期間	令和4年3月1日から令和4年3月31日まで
利用料金	現状の路線バス運賃から変更なし
運行管理	新潟交通佐渡株式会社

○デマンドバスが停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

別紙「バス停留所一覧表」「路線図」のとおり。

○停留所における停車又は駐車に関する合意書案

別紙のとおり

令和 年 月 日

新潟交通佐渡株式会社 代表取締役専務 村山 優樹

新潟県公安委員会 委員長 津野 敏江

佐渡市長 渡辺 竜五

北陸信越運輸局長 平井 隆志

佐渡市内の乗合自動車の停留所又はトローリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書（案）

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、佐渡市内の乗合自動車の停留所又はトローリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所又はトローリーバス若しくは路面電車の停留場の名称
別紙「バス停留所一覧表」のとおり。
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
一般乗合旅客自動車運送事業者（新潟交通佐渡株式会社）が行う乗合旅客の運送事業（道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 2 号に規定する路線不定期運行）の用に供する自動車に限る。
- 3 1における 2 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
1における 2 の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限る。